

簾舞まちづくりセンターで使用する電力に対する質問・回答

受付日 平成 29 年 6 月 30 日

No.	質問内容	回答
1	契約書の第9条にある計量値について、メーター指示数の通知は必須でしょうか。算出した使用量のみの通知でも良いでしょうか。	メーター指示数の通知は必須ではありません。算出した使用量のみでも結構です。
2	契約書の第9条にある計量及び検査について、弊社の場合検針票が発行できませんが、WEBの使用量・料金照会サービスもしくは請求書の内訳にてご確認いただくことは可能でしょうか。	検針票の発行が不可能な場合は、請求書の内訳等の書面で使用量を確認することは可能です。WEBの照会サービスの利用は可能ですが、請求書に内訳等の記載は必要となります。
3	契約書の単価一覧に、全く電気を使用しない場合の基本料金の欄がありますが、全く電気を使用しない場合に基本料金を半額にする必要はありますか。	全く電気を使用しない場合の基本料金は任意です。 なお、現時点では、全く電気を使用しない期間の予定はありません。